**添付書類チェックリスト**

1. **「宅地造成」及び「特定盛土等」の許可申請**

（申請書）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 1 | 申請書 | 省令様式第２ |

（図面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 綴順 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
| □ | 1 | 位置図 | 方位、道路及び目標となる地物 | 1/10000  以上 |  |
| □ | 2 | 地形図 | 方位及び土地の境界線 | 1/2500  以上 | 等高線は、２メートルの標高差を示すものとすること。 |
| □ | 3 | 土地の平面図 | 方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 | 1/2500  以上 | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 |
| □ | 4 | 土地の断面図 | 盛土又は切土をする前後の地盤面 | 1/2500  以上 | 高低差の著しい箇所について作成すること。 |
| □ | 5 | 排水施設の平面図 | 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称 | 1/500  以上 |  |
| □ | 6 | 崖の断面図 | 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 | 1/50  以上 | 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 |
| □ | 7 | 擁壁の断面図 | 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 | 1/50  以上 |  |
| □ | 8 | 擁壁の背面図 | 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 | 1/50  以上 |  |
| □ | 9 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 | 1/50  以上 |  |
| □ | 10 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法 | 1/50  以上 | 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。 |
| □ | 1 | 登記事項証明書 | 盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書 | | |
| □ | 2 | 公図 | 盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図 | | |
| □ | 11 | 求積図 | 実際に切土・盛土を行う土地の求積図（盛土・切土をしない敷地を含む敷地全体ではありません。） | | |

（各種書類）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 12 | 構造計算書 | 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 |
| □ | 13 | 安定計算書 | 渓流等で高さ１５ｍを超える盛土をする時は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書 |
| □ | 14 | 安定計算書 | 崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書（施行令第８条第１項第１号イ～ハに該当し、擁壁を設置しない場合） |
| □ | 15 | 設計者の資格を証する書類 | 次に該当する措置を講じる場合、「設計者の資格」を証明する書類  ・高さが５ｍを超える擁壁の設置  ・盛土又は切土をする土地の面積が１５００㎡を超える土地における排水施設の設置  ※宮城県又は仙台市で「令２２条（旧令１７条）の資格を有する者であることの証明」を受け、その旨を証する書類でも可。 |
| □ | 16 | 写真 | 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |
| □ | 3 | 住民票の写し等 | （個人）住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの） |
| □ | 4 | 登記事項証明書 | （法人）登記事項証明書 |
| □ | 5 | 役員の住民票の写し等 | （法人）役員の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの） |
| □ | 6 | 資金計画書 | 省令様式第３の資金計画書  （資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類、資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類を添付） |
| □ | 7 | 土地使用同意書 | 土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（使用収益権（永小作権、地役権等））を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類（県細則第８号、印鑑証明書等を添付） |
| □ | 8 | 周知措置に関する書類 | 周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類 |
| □ | 9 | 株主等の住民票の写し等 | （法人）発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者（個人）があるとき、株主等の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの）（株主等が法人の場合には、法人の登記事項証明書） |
| □ | 10 | 株主等の株式の数又は出資金額が確認できる書類 | （法人）発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるとき、当該株主の有する株式等の数、当該出資者の出資金額が確認できる書類 |
| □ | 11 | 国税及び県税の納税証明書等 | （法人）法人税及び法人事業税の納税証明書（直近の課税の税額、納付税額がわかるもの）  （個人）所得税及び個人事業税の納税証明書（直近の課税の税額、納付税額がわかるもの） |
| □ | 1２ | 誓約書  （権利能力等） | 工事主が破産手続き開始決定を受けて復権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書（県細則様式第６号） |
| □ | 1３ | 工事施工者に関する書類 | 工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第３条第１項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書（工事施工者が法人の場合） |
| □ | 1４ | 誓約書  （暴力団非該当） | 工事主が暴力団、暴力団員等に該当しないこと等を誓約する書類（県細則様式第７号） |

（その他）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | その他 | その他知事が必要と認める書類 |



上記表の色別に綴順のインデックス等を貼付してくださいますよう御協力願います。

1. 「土石の堆積」の許可申請

（申請書）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | 1 | 申請書 | 省令様式第４ |

（図面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 綴順 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
| □ | 1 | 位置図 | 方位、道路及び目標となる地物 | 1/10000  以上 |  |
| □ | 2 | 地形図 | 方位及び土地の境界線 | 1/2500  以上 | 等高線は、二メートルの標高差を示すものとすること。 |
| □ | 3 | 土地の平面図 | 方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 | 1/500  以上 | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 |
| □ | 4 | 土地の断面図 | 土石の堆積を行う土地の地盤面 | 1/500  以上 |  |
| □ | 1 | 登記事項証明書 | 土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書 | | |
| □ | 2 | 公図 | 土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図 | | |
| □ | ５ | 求積図 | 実際に土石の堆積を行う土地の求積図（空地等を含む敷地全体ではありません。） | | |

（各種書類）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ | ６ | 土石の崩壊を防止する措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類 | 勾配が１/10を超える土地で土石の堆積を行う場合、構台等を設置し、土石の堆積を行う面の勾配を1/10以下とする等堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じた場合、当該措置の内容が適切であることを証する書類（想定される土圧、水圧、自重のほか、重機等による積載荷重に耐えうる構造であることを設計した構造計算書等） |
| □ | ７ | 土砂の流出防止措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類 | 堆積した土石を防水性シートで覆う等堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が侵入することを防ぐための措置を確認できる図面等、堆積する土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する措置（堆積する土石の勾配が１：２．０よりも緩い勾配となっていることが確認できる図面等） |
| □ | ８ | 写真 | 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 |
| □ | 3 | 住民票等の写し等 | （個人）住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの） |
| □ | 4 | 登記事項証明書 | （法人）登記事項証明書 |
| □ | 5 | 役員の住民票の写し等 | （法人）役員の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの） |
| □ | 6 | 資金計画書 | 省令様式第５の資金計画書  （資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類、資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類を添付） |
| □ | 7 | 土地使用同意書 | 土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利（使用収益権（永小作権、地役権等））を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類（県細則第８号、印鑑証明書等を添付） |
| □ | 8 | 周知措置に関する書類 | 周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類 |
| □ | 9 | 株主等の住民票の写し等 | （法人）発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者（個人）があるとき、株主等の住民票の写し等氏名及び住所を証する書類の写し（個人番号は黒塗りしたもの）（株主等が法人の場合には、法人の登記事項証明書） |
| □ | 10 | 株主等の株式の数等が確認できる書類 | （法人）発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があるとき、当該株主が有する株式等の数、出資金額が確認できる書類 |
| □ | 11 | 国税及び県税の納税証明書 | （法人）法人税及び法人事業税の前事業年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面  （個人）所得税及び個人事業税の前年における納付すべき額及び納付済額を証する書面 |
| □ | 1２ | 誓約書  （権利能力） | 工事主が破産手続き開始決定を受けて復権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書（県細則様式第６号） |
| □ | 1３ | 工事施工者に関する書類 | 工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第３条第１項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書（工事施工者が法人の場合） |
| □ | 1４ | 誓約書  （暴力団に該当しない） | 工事主が暴力団、暴力団員等に該当しないこと等を誓約する書類（県細則様式第７号） |

（その他）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | その他 | その他知事が必要と認める書類 |



上記表の色別に綴順のインデックス等を貼付してくださいますよう御協力願います。